
1-5. 大会運営規程

1953年5月4日施行

2026年4月1日一部改訂

2026年5月29日一部改訂

(誤植の修正とともに赤字で表記)

第1章 総則

第1条 公益財団法人日本バドミントン協会（以下「本会」という）が主催または主管する大会（以下「第1種大会」という）は、本規程の他、競技規則及び公認審判員規程に基づき運営する。

第2条 本会加盟団体が単独で主催する各種競技会（以下「第2種大会」という）も、原則として本規程の他、競技規則及び公認審判員規程に基づき運営する。

第3条 第1種大会を運営するにあたり、本規程によることができない条項のあるときは、本会の承認を得て、大会要項に明示しなければならない。また、第2種大会を運営するにあたり、本規程によることができない条項のあるときは、大会要項に明示しなければならない。

第4条 本規程に基づき、必要に応じて大会ルール・会場ルールを制定することができる。その場合には、大会ルール・会場ルールは、その大会の競技開始前に、レフェリーより主管団体および全参加者に周知しなければならない。

第5条 本会加盟団体が第2章第6条の年次大会を主管する場合は、本会からの大会開催依頼を受けた後、大会主管受諾書とともに下記書類を定められた期日までに本会に提出する。ただし、第2章第6条の国民スポーツ大会バドミントン競技は除く。

1. 大会要項案（期日、会場など）
2. 大会運営計画書（役員、審判員、宿泊計画など）
3. 大会予算書

<運用細則>

本会主催の第1種大会の内、全日本総合バドミントン選手権大会、全日本社会人バドミントン選手権大会、全日本シニアバドミントン選手権大会、全日本ジュニアバドミントン選手権大会の4大会の、開催地の決定及び実施について

は、次の手続きにより行うものとする。

1. 開催地の希望調査

- 1) 全日本総合バドミントン選手権大会別途定める。
- 2) 全日本社会人バドミントン選手権大会、全日本シニアバドミントン選手権大会開催地を地区化し別にローテーションを定めて開催地を選定する。

開催地の調査（本会→各地区）

3) 全日本ジュニアバドミントン選手権大会

開催地の希望調査（本会→各都道府県協会）

- ①本会は、開催3年前の9月、各都道府県協会に対し開催希望調書を送付、調査を実施する。
- ②本会は、各都道府県協会から提出された開催希望調書を取りまとめ、競技運営部に於いて協議する。

2. 開催地の決定（本会→各地区及び都道府県協会）

- ①本会は、競技運営部会協議での開催地決定を受け、速やかに主管団体となる都道府県協会に、開催の決定を通知する。
- ②本会は、併せて主管団体となる各都道府県協会に、開催地の決定を公示する。

3. 開催依頼（本会→大会主管協会）

本会は、開催が決定した大会主管団体である都道府県協会に対し、開催前年7月末日までに、次の文書を送付する。

- ①大会開催依頼書
- ②大会基本要項
- ③大会開催必要事項

4. 開催の受託（大会主管協会→本会）

大会主管の都道府県協会は、本会からの依頼を受け、次の書類を開催前年9月末日までに本会に提出する。

- ①大会主管受託書
- ②大会開催計画
書ア. 大会要項
案

イ. 大会運営計画書（会場、役員、審判員、宿泊計画など）

ウ. 大会予算書

5. 大会開催計画の承認及び開催協力（本会→大会主管協会）

①本会は、大会主管協会から提出された大会開催計画書案を理事会において協議・決定し、開催当年4月末日までに大会主管協会に通知する。

②本会は、大会主管協会に対し、大会事業準備概要で示された事項を、大会開催1ヶ月前までに完了する。

6. 大会基本要項

6-1 全日本総合バドミントン選手権大会

①種目 男子単・複、女子単・複、混合複

②競技方法 各種目ともトーナメント方式とし、3位決定戦は行わない。

③競技役員

レフェリー及びデピュティレフェリーは本会が指名し派遣する。

④参加資格 本会年度登録会員で下記に該当する者とする。

I. 本選出場有資格者

A.（前年度開催の）全日本総合バドミントン選手権大会

ランキング 男女単・複、混合複 8位以内

B.（その年度開催の）全日本社会人バドミントン選手権大会

ランキング 男女単・複、混合複 8位以内

C.（その年度開催の）全日本学生バドミントン選手権大会

ランキング 男女単・複、混合複 4位以内

D.（その年度開催の）全日本教職員バドミントン選手権大会

ランキング 男女単・複 2位以内

E.（その年度開催の）全国高等学校バドミントン選手権大会

ランキング 男女単・複 2位以内

F.（その年度開催の）全日本ジュニアバドミントン選手権大会

ランキング 男女単・複（ジュニアの部） 2位以内

G. 日本ランキングサーキット大会後発表の

日本ランキング 男女単・複、混合複 8位以内

H. 出場する男女単・複、混合複各種目のその年度11月発表の日本

ランキングにおいて、今大会に参加する上位16までの予選出場有資格者

- I. 予選男女単・複・混合複 通過者 若干名
- II. 予選出場有資格者
 - A. (その年度開催の) 全日本社会人バドミントン選手権大会
ランキング 男女単・複、混合複 9位-16位
 - B. (その年度開催の) 全日本学生バドミントン選手権大会
ランキング 男女単・複、混合複 5位-8位
 - C. (その年度開催の) 全日本教職員バドミントン選手権大会
ランキング 男女単・複 3位-4位
 - D. (その年度開催の) 全国高等学校バドミントン選手権大会
ランキング 男女単・複 3位-4位
 - E. (その年度開催の) 全国中学校バドミントン大会
ランキング 男女単・複 優勝者
 - F. (その年度開催の) 全日本ジュニア選手権大会
ランキング 男女単・複 (ジュニアの部) 3位-4位
 - G. 日本ランキングサーキット大会後発表の
日本ランキング 男女単・複、混合複 9位-16位
 - H. 日本ランキングサーキット大会の
男女単・複、混合複 8位以内
 - I. 各地区推薦男女単・複、混合複 各1名及び1組
 - J. 本会推薦者 若干名

※上記 I. II. のA～Gに該当する者で、大会運営規程第4章第17条

〔1〕に該当しない者がいる場合は、その大会のランキングで順位を繰り上げることができる。

⑤組合せ

本会が指名したレフェリーもしくは、デピュティレフェリーの指示の下、別に定める組合せ基準により主管団体役員との間で厳正に執り行う。

※本会ランキング規程に基づき、ダブルスのエントリー、シードおよ

び組合せに関しては次の通りとする。

ダブルスのペアの組替えにおいて過去104週にポイント獲得実績のないペア（新ペア）は

①エントリー：エントリーでの優先順位は個人ポイントを100%同士でペアポイントとする。

②シード・組合せ：個人ポイントを80%として計算し、組合せ及びシードに生かす。（全日本総合のシードにおいては100%のままとする）

⑥表彰

- I. 男子単・女子単優勝者に内閣総理大臣杯及び賞状授与
男子複・女子複・混合複優勝者に文部科学大臣杯及び賞状授与
- II. 各種目とも優勝者に会長杯及び賞状授与
- III. 各種目とも3位までの入賞者に本会のメダル及び賞状授与

6-2 全日本社会人バドミントン選手権大会

①種目 男子単・複、女子単・複、混合複

②競技方法 各種目ともトーナメント方式とし、3位決定戦は行わない。

③競技役員

レフェリー及びデピュティレフェリーは本会が指名し派遣する。

④参加資格

本会年度登録会員で下記に該当する者。ただし、1人2種目以内の参加とし、単と混合複は兼ねられない。

A. 前年度本大会男子単・複、女子単・複、混合複ランキング

8位以内

B. 本大会申し込み締切時の日本ランキング男女単・複、混合複

16位以内

C. 本会決定の各都道府県割当数以内

D. （公財）日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること

⑤組合せ

本会が指名したレフェリーもしくは、デピュティーレフェリーの指示の下、別に定める組合せ基準により、主管団体役員との間で厳正に執り行う。

⑥表彰

- I. 優勝者に優勝杯（持ち回り）並びにレプリカ授与
- II. 各種目とも3位までの入賞者に賞状授与
- III. 各種目とも3位までの入賞者に本会のメダル及び賞状授与

6-3 全日本シニアバドミントン選手権大会

①種目

- I. 男女30歳以上 単・複・混合複
- II. 男女35歳以上 単・複・混合複
- III. 男女40歳以上 単・複・混合複
- IV. 男女45歳以上 単・複・混合複
- V. 男女50歳以上 単・複・混合複
- VI. 男女55歳以上 単・複・混合複
- VII. 男女60歳以上 単・複・混合複
- VIII. 男女65歳以上 単・複・混合複
- IX. 男女70歳以上 単・複・混合複
- X. 男女75歳以上 単・複・混合複
- XI. 男女80歳以上 単・複・混合複
- XII. 男女85歳以上 単・複・混合複

②競技方法 各種目ともトーナメント方式とし、3位決定戦は行わない。

③競技役員

レフェリー及びデピュティーレフェリーは本会が指名し派遣する。

④参加資格

本会年度登録会員で次の I. II. のいずれかに該当し、III. の要件を満たす者。

- I. 前年度本大会各種目ベスト16以上の者。（該当種目に限らず2種目の参加を認める。但し、単と混合複は兼ねられない）
- II. （公財）日本バドミントン協会決定の各都道府県割当枠内の推薦

者。

Ⅲ. (公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。

⑤組合せ

本会が指名したレフェリーもしくは、デピュティーレフェリーの指示の下、別に定める組合せ基準により、主管団体役員との間で厳正に執り行う。

⑥表彰

各種目とも3位までの入賞者には本会のメダル及び賞状授与

6-4 全日本ジュニアバドミントン選手権大会

①種目

I. ジュニアの部 男女単・複

II. ジュニア新人の部 男女単

②競技方法 各種目ともトーナメント方式とし、3位決定戦は行わない。

③競技役員

レフェリー及びデピュティーレフェリーは本会が指名し派遣する。

④参加資格 本会年度登録会員で下記に該当する者

I. ジュニアの部 (開催年度内に満18歳に達しない者)

単複を兼ねることができる。

a. (その年度開催の) 全国高校総体男女単32位以内、複16位以内の者 (ただし、複の組み替えは認めない。)

b. (前年度開催の) 全国高校総体男女単8位以内、複4位以内の者 (ただし、複の組み替えは認めない。)

c. (その年度開催の) 全国中学校大会男女単8位以内、複4位以内の者 (ただし、複の組み替えは認めない。)

d. (前年度開催の) 全日本ジュニア選手権大会において次に該当した者

(ア) 高等学校1年生で男女単8位以内、複4位以内の者

(イ) 中学校3年生以下で男女単16位以内、複8位以内の者 (ただし、複の組み替えは認めない。)

e. 各都道府県枠は男女各1単1複とする。

ただし、開催地枠は男女各2単2複とし、北海道は南北男女各1単1複とする。

f. (公財)日本バドミントン協会推薦者

II. ジュニア新人の部

a. 各都道府県の中学校の2年生以下(小学生も含む)で、所属都道府県協会長より推薦を受けた男女各2人とする。ただし、開催地は男女各4人までとし、北海道は南北として男女各2人とする。

b. (その年度開催の)全国小学生ABC大会のAの2位以内の者

c. (公財)日本バドミントン協会推薦者

⑤組合せ

本会が指名したレフェリーもしくは、デピュティレフェリーの指示の下、別に定める組合せ基準により、主管団体役員との間で厳正に執り行う。

⑥表彰

I. ジュニアの部男女単優勝者にJOCカップ、同じく男女複優勝者に本会の優勝カップを授与

II. ジュニア新人の部男女単優勝者に本会の優勝カップを授与

III. 各種目とも3位までの入賞者に大会のメダル及び賞状授与

第2章 大会

第6条 第1種大会は次のとおりとする。

1. 全日本総合バドミントン選手権大会
2. 全日本社会人バドミントン選手権大会
3. 全日本シニアバドミントン選手権大会
4. 全日本ジュニアバドミントン選手権大会
5. 全日本実業団バドミントン選手権大会
6. 全日本教職員バドミントン選手権大会
7. 全日本レディースバドミントン選手権大会
8. 全日本レディースバドミントン競技大会(個人戦)
9. 全国社会人クラブバドミントン選手権大会(個人戦)

10. 全国社会人クラブ対抗バドミントン選手権大会
11. 全日本学生バドミントン選手権大会
12. 全日本学生バドミントン大学対抗戦
13. 全国高等学校バドミントン選手権大会
14. 全国高等学校選抜バドミントン大会
15. 全日本高等専門学校バドミントン選手権大会
16. 全国高等学校定時制通信制体育大会バドミントンの部
17. 全国中学校バドミントン大会
18. 全日本中学生バドミントン選手権大会
19. 全国小学生ABCバドミントン大会
20. 全国小学生バドミントン選手権大会
21. 若葉カップ全国小学生バドミントン大会
22. 国民スポーツ大会バドミントン競技
23. 日本スポーツマスターズバドミントン競技
24. バドミントンS/Jリーグ
25. バドミントンS/JリーグⅡ

第7条 第1種大会（予選会は除く。）のレフェリー及びデビュティーレフェリーは、本会公認A級レフェリーまたは、本会公認B級レフェリーの有資格者でなくてはならない。

2 第2種大会及び第1種大会の予選会のレフェリー及びデビュティーレフェリーは、本会1級公認審判員の有資格者でなければならない。

3 第1種大会及び第2種大会の競技審判副部長は、本会2級以上の公認審判員有資格者でなければならない。

4 第1種大会及び第2種大会の主審、サービスジャッジ及び線審の資格条件及び審判員構成は、別表1、別表2のとおりとする。

5 第1種大会の審判員は、大会に参加する競技者以外の第三者でなければならない。ただし、本規程において、大会運営上、大会に参加する出場競技者が主審、サービスジャッジ、線審を務めることを認める場合がある大会は、別表3の通りとする。

第8条 第6条各号の本大会及び予選会は、本会の競技規則、規程などに指定

してある用器具並びに第1種検定合格品を使用するものとする。使用しないで開催された場合は無効とする。また、第2種大会も第1種大会に準じるが、第2種検定合格品の用器具を使用してもよい。

第9条 本会が随時主催または主管する国際大会は、次のとおりとする。ただし、競技上及び用器具などの規則は世界バドミントン連盟（BWF）の規則を優先させる。

1. トマス杯争奪世界男子団体バドミントン選手権大会及び予選会
2. ユーバー杯争奪世界女子団体バドミントン選手権大会及び予選会
3. スディルマン杯争奪世界国別対抗バドミントン選手権大会
4. 世界バドミントン選手権（個人）大会
5. 世界シニアバドミントン選手権大会
6. 世界ジュニアバドミントン選手権大会
7. アジア競技大会バドミントン競技
8. アジアバドミントン選手権大会
9. アジアジュニアバドミントン選手権大会
10. ジャパンオープン BWFワールドツアースーパー750
11. 熊本マスターズジャパン BWFワールドツアースーパー500
12. 国際親善大会
13. その他本会が必要と認めた大会（オリンピック競技大会など）

第3章 競技会場

第10条 大会に使用する会場は、屋内で競技中は風を遮断しなければならない。

第11条 天井の高さは、コート面より12m以上とする。[解説1 参照]

第12条 競技区域は、コートの外側四周にそれぞれ2m以上の余裕がなければならない。2面以上のコートを設ける場合でも、隣接するコートとの間隔は2m以上とする。[解説2 参照]

第13条 会場の照度は、各コートのネット中央上縁において1000ルクス以上とする。[解説3 参照]

第14条 照明は、コートの真上では遮光されていなければならないし、いかな

る発光体もあってはならない。また、コートバックバウンダリーライン上のいかなる位置から、反対側のバックバウンダリーライン上のいかなる位置を見通しても、その延長線上はすべて遮光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。

第15条 本会が主催または共催する大会は、プレーヤー及び観客などにマッチの経過及びスコアが明確にわかるように、得点表示装置を置かなければならない。

第16条 空気調節装置（エアーコンディショナー）使用により生じる気流は、極力避けるものとするが、競技会場（観覧席を含む）温度環境維持のため、止むを得ないと判断した場合は外気を遮断していることを条件として使用を認める。なお、この判断はその大会のレフェリーによってなされる。

第4章 競技者及びマッチ

第17条 競技者とは、大会に参加するチーム役員（部長、監督、コーチ、マネージャーなど）及びプレーヤーをいう。大会に参加する競技者は、本会の定めた期日までに本会会員登録を完了しなければならない。ただし、国民スポーツ大会、日本スポーツマスターズバドミントン競技は除く。本会に登録していない外国人及び外国のバドミントン協会（連盟）に登録している日本人の参加を認める場合には、当該国のバドミントン協会（連盟）の会員であることを当該参加者は証明しなければならない。

競技者とは、大会に参加するチーム役員（部長、監督、コーチ、マネージャーなど）及びプレーヤーをいう。

大会に参加する競技者は、本会の定めた期日までに本会会員登録を完了しなければならない。ただし、国民スポーツ大会、日本スポーツマスターズバドミントン競技は除く。本会に登録していない外国人及び外国のバドミントン協会（連盟）に登録している日本人の参加を認める場合には、当該国のバドミントン協会（連盟）の会員であることを当該参加者は証明しなければならない。

本会主催第1種大会参加資格は次の通りとする。

〔1〕国籍を問わず、当該都道府県において居住・勤務・所属のいずれかの実態を有し、都道府県バドミントン協会に登録された者。なお、各大会の実施要項にこれと異なる定めがある場合は、実施要項が優先する。

①大会開催年の4月30日以前から登録該都道府県に居住する者

②登録該当都道府県内の事業所に主たる勤務実態を有する者

③登録該当都道府県内の学校・クラブチームに所属する者

〔2〕本会が他の団体と共催する大会については、当該大会を共催する団体が定める。ただし、バドミントン S/J リーグは、バドミントンS/J リーグ委員会が定める。

〔3〕本会理事会の議決を経て参加資格を得た者

第18条 本会主催の第1種大会では参加制限をすることがある。その内容は本会理事会の承認を経て、大会要項に明示しなければならない。

第19条 本会主催の第1種大会の個人戦においては組合せ決定後、エントリーの変更はできない。また、マッチを棄権したものは、それより後の同一種目及び同大会にエントリーしている他の種目全てにおいて出場できない。ただし、ダブルスの場合、棄権したプレーヤーのパートナーは除くものとする。また、本規程の運用に関し、棄権行為が本人または本人以外の者を有利にする目的でなく、正当な理由をもった棄権行為としてレフェリーが判断した場合、レフェリーの判断により、棄権後の他のエントリー種目に出場することを認めることがある。

第20条 団体戦においては、大会開始後、プレーヤーの責任ではない状況（ケガ、病気、弔事など）が発生した場合は、残りの登録プレーヤーでマッチが可能な場合はこれを認める。なお、その該当プレーヤーが、その後回復しマッチ続行可能な場合はこれを認めるものとする。ただし、これらのすべての事項に関しそれが公正なものであるかは、その大会のレフェリーが医療役員またはその他の医療関係者などの助言に基づき判断するものとする。

第21条 競技規則第16条第7項〔2〕の、レフェリーより失格を宣告されたプレーヤーは、同一大会でエントリーしているすべての種目において失格とする。またレフェリーは、その旨を大会終了後速やかに本会事業本部に報告しなければならない。

第22条 本会主催の第1種大会において、マッチ中、プレーヤーが明らかに真剣なプレーをしていないと主審が判断した場合はすぐにレフェリーを呼ぶ。レフェリーはその詳細を主審から聞き、その事実確認に基づき判断し、両サイドに警告を発する。その後、尚もその様な状態が続いた場合、主審は再びレフェリーを呼び、レフェリーは両サイドに最終警告を発し、しばらくそのコート付近で状況

を注視する。それでも状況に変化が見られない場合には、速やかにその詳細を書面にて本会事業本部へ報告する。事業本部はそのプレーヤーについての処分を本会理事会に具申する。尚、上記事項について、レフェリーは独自にマッチ中の該当プレーヤーの大会参加に関する処遇について判断することができる。

第23条 プレーヤーは、相手または観客に不快な感じを与えないように、競技中、競技用ウェア、シューズを着用する。着用するウェア、シューズは競技の品位を保つために本会の審査合格品とする。

全日本総合バドミントン選手権大会および国民スポーツ大会バドミントン競技において、準々決勝からプレーヤーが着用するウェアは、マッチ中は色とデザインについては同じもの、または類似したシャツとショーツ（または同等の衣類）を着用しなければならない。全日本総合バドミントン選手権大会の準々決勝以降、国民スポーツ大会バドミントン競技の準決勝以降、バドミントンS/Jリーグ・バドミントンS/JリーグⅡにおいて、プレーヤーが着用するウェアは1マッチを通じて色の変更は認められない。ダブルスのプレーヤーはペアと、マッチ中色とデザインについては同じもの、または類似したシャツとショーツ（または同等の衣類）を着用しなければならない。

対戦相手のプレーヤー／ペアが明確に異なる色のウェアを着用していない場合、以下の通りとする。

（1）個人戦の場合

当該大会申し込み締め切り時のランキングの低いプレーヤー／ペアが明確に異なる色のウェアを着用しなければならない。両プレーヤー／ペアの直近のランキングが同じ、または順位が付かない場合は、当該トーナメントの最新のランキングレポート（シード順位）に記載されている順位の低いプレーヤー／ペアがウェアの色を変更しなければならない。

（2）団体戦の場合

レフェリーの調整により運用される。

第24条 プレーヤー（またはコーチが競技用ウェアを着用する場合）の着衣上の表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。

〔1〕ウェア（上衣）の背面には、上部より3箇所までの文字列の表示と、中央部に背番号の表示、下部に広告帯の表示を認める。なお、文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。

- ①文字列各行の大きさは、それぞれ高さ6cm～10cm、横30cm以内とし、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただし、プレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一箇所

に表示することはできない。また、文字列にはロゴを含まないものとする。ただし、当該3箇所のうち最下段には、広告帯の表示を認める。広告帯の表示はチーム名・スポンサー名や広告のいずれかを表示することができる。(広告帯にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい。)また、広告帯は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。

- ②プレーヤー名、チーム名等の表示が高さ6cm～10cm、横30cm以内の範囲に1行で表示ができない場合は複数行になっても構わない。なお、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm～10cmとする。
- ③背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）を表示する場合は、その範囲内とする。
- ④文字列、背番号は視認性の高い文字（楷書体・明朝体またはゴシック体のような文字）、数字（算用数字）を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。
- ⑤下部の広告帯の表示は、高さ10cm、横40cmの範囲内に収まるものとする。
- ⑥視認性に疑義が生じた場合、当該大会終了後、レフェリーは本会（事業本部）にその事案を報告し、本会にて別に定める基準にて判断し、その結果を当該関係者に通知する。

〔2〕ウェア（上衣）の前面には、広告帯の表示と、前番号の表示を認める。

- ①広告帯の表示は、高さ10cm、横40cmの範囲内に収まるものとする。
- ②前番号はウェア（上衣）前面の胸下に背番号と同番号をつけるものとする。大きさは高さ8cm以内、一桁横4cm以内とし、二桁以内とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）を表示する場合は、その範囲内とする。

〔3〕ウェア（上衣）には、左袖、右袖、左肩、右肩、左襟、右襟（襟のない場合は襟にあたる位置）、左胸、右胸、胸中央の9カ所に、製造メーカーロゴを含め広告等を表示することができる。ただし、1カ所に表示できるものは1つまでとし、1つの表示の大きさは20cm²以内（1つだけは50cm²以内でも可）とする。

*広告等とは、スポンサーロゴ、スポンサー名、チームロゴ、チーム名、都道府県名、ブランド名等々である。

- 〔4〕 プレーヤーのショートパンツ、スカート、ワンピースの前面底部に、ロングパンツは前面の**太もも上部**に相当する高さに、製造メーカーロゴを含め広告等を左右それぞれ2つまで表示することができる。1つの表示の大きさは**20cm²**以内とする。番号を表示する場合、背番号と同一番号とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）も表示する場合は、その範囲内とする。
- 〔5〕 各ソックス（対の一つ）には製造メーカーロゴを含め広告等を2つまで表示することができる。1つの表示の大きさは**20cm²**以内とする。プレーヤーがソックスに加え、圧縮/サポートソックス等を着用する場合には各脚/足には合計2つまで製造メーカーロゴを含め広告等を表示することができる（サポータなどの医療用具の製造メーカーロゴはその数に入れない）
- 〔6〕 プレーヤーのアンダーウェア、リストバンド、バンダナ、サポータなどの医療用具に製造メーカーロゴを含め広告等を1つまで表示することができる。（番号の場合、背番号と同一番号とする）その表示の大きさは**20cm²**以内とする。
- 〔7〕 本会または、8連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記〔1〕～〔6〕の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。
- 〔8〕 プレーヤーまたはコーチは、違法で、中傷的で、または私的な商業的意味を持つ入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それらに類似したものを着衣以外でも表示してはいけない。あるいは独断的で政治的または宗教的な主張の強い意図のあるメッセージなどの表示も同様である。
- 〔9〕 **機能性表示（10cm²以内）**は広告等の数に含まず3つまでとし、表示場所は指定しない。
- 〔10〕 本会は、広告を禁止する項目を別途定めることができる。

＊ウェアに関するビジュアルガイドを参照（194ページ）

第25条 競技規則第16条第5項〔1〕の、インプレーでないときのコーチによるアドバイスに関する規定の施行については、主催者側とレフェリーにより協議し取り決めることができる。（インターバルを除く）

第26条 主審は、プレーヤーが出場すべきマッチに出場しない場合、これを棄権とみなし、当該レフェリーに報告して相手側の勝ちを**コールする**。また、マッチ中のプレーヤーが病気やその他の事故のため競技を続行することができないときもレフェリーに報告し、その判定によりこれを棄権とみなし、主審が相手側の勝ちを**コールする**。このときの記録は棄権直前のスコアを記し、

棄権の旨を事故者側に書きそえる。

第27条 競技中に、停電、火災、地震など、やむを得ない事情で競技の続行が不可能になった場合、次の処理をする。

〔1〕一定の時間を経過すれば競技の続行が可能な場合は、競技が中断されたときのゲームのスコアのままで再開する。

〔2〕その日の内に競技の続行が不可能な場合は、そのマッチを中止とし、後日最初から競技を行う。ただし、団体戦の場合はその中断されたマッチの前のマッチまでを有効とする。なお、再試合に当ってはオーダーを変更することはできない。

第5章 大会の組合せ方法

第28条 組合せは、当該大会のレフェリーもしくは、デピュティーレフェリーの指示の下、主管団体役員との間で厳正に執り行う。シードについては参加数に応じ前回大会などを参考にして行う。ただし、明確な資料がない場合は当該大会開催に一番近い大会の成績を参考にする。

第29条 ダブルスにおけるパートナーが同一大会のシングルスにそれぞれ出場する場合のシングルの組合せは、原則として等分に分けるものとし、事情によっては相異なる1/8に組み入れることまで認める。〔解説4参照〕。

第30条 前年度の同一大会の1回戦に対戦したプレーヤー及びチームが、再び1回戦で対戦することを避けなければならない。

第31条 同一都道府県より複数の参加がある場合は、できうる限り等分に分けなければならない。

第32条 シードは次頁の図を参考とする。〔解説5参照〕。

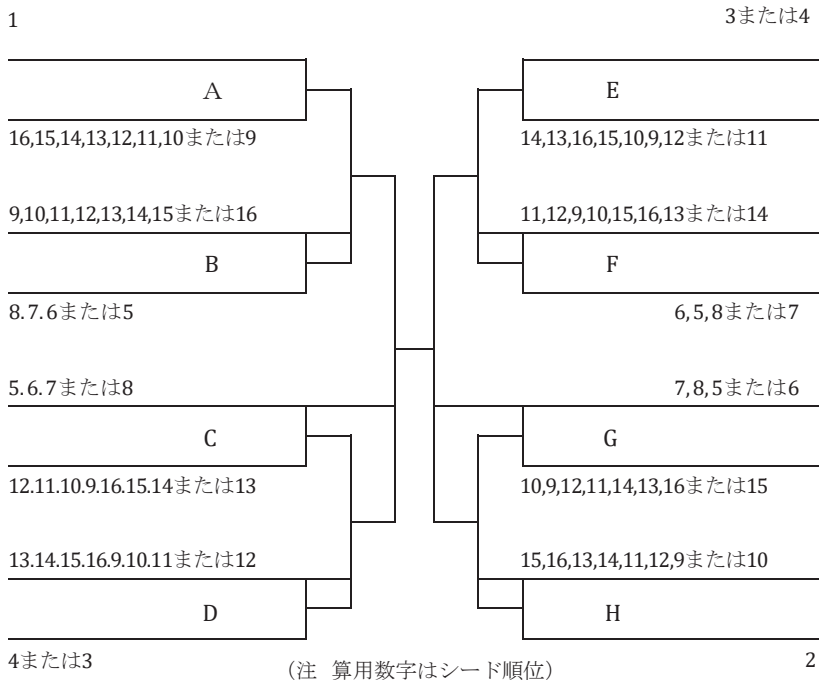
第33条 本規程第2章の第1種大会は、上記第28条から32条に基づき行う。ただし第2章第6条の1. 2. 3. 4. 及び22. の大会については、別に定める大会組合せ基準に基づき行う。

第6章 異議の申し立て

第34条 異議の申し立ては競技者の権利とするが、抗議であってはならない。

第35条 異議がある場合は競技者が所属する団体の代表者を通じ本会に申し

第5章 第32条 シード図



出る。

第36条 前条と同様に、大会に参加する競技者の資格に関する異議の申し立てについては、事前に本会に申し出る。ただし、大会に関しては大会前の代表者（監督）会議の席で申し出る。

第37条 審判員の判定に対して疑問のある場合は当該プレーヤーが、団体戦の場合は当該プレーヤーと監督に限り質問することが認められる。ただし、抗議あるいは異議であってはならない。

第7章 記録の報告

第38条 第1種大会を主管した加盟団体は、大会終了後速やかに大会記録結果報告書を作成し、本会に2部及びデータ（PDF）を、提出する。また、大会関係HPにも大会記録結果を掲載する。併せて、大会収支決算書を作成し

本会事業本部へ指定された様式で提出する。〔解説 6 参照〕。

第39条 大会競技記録は、1回戦からマッチ番号順にスコアを記録するとともに、組合せ表にスコアを記入し、敗者を明確にする。

第40条 団体戦の先取マッチ方式において、進行上マッチを並べて行った場合、オーダーの順番に関わりなく、マッチの終了順で団体戦の勝敗を決定できる。その場合、残りのマッチはそのときまでのスコアを記録する。また、各対抗ごとにマッチ結果記録表を作成する。

第8章 付則

第41条 本規程の改廃は本会理事会の議を経なくてはならない。

第42条 本会競技規則の改訂にともない本規程に矛盾が生じた場合は、競技規則を優先する。

解説 1 第11条について

使用する体育館の天井の高さが12m未満であった場合は、会場ルールを定めて大会を運営する。

解説 2 第12条について

隣接する競技区域との間隔は2m以上あることが望ましいが、確保できない場合は、プレーに支障なく行われるように運営する。

解説 3 第13条について

使用する体育館の照明がコートのネット中央上縁部において1000ルクス未満であった場合は、会場ルールを定めて運営する。

解説 4 第29条について

〔1〕 1/8とは、第32条の組合せにおいてA-Hのそれぞれを指す。

〔2〕 ダブルスのパートナー同士の競技力が必ずしも均等でない場合、シングルスでダブルスの一人をシードして、そのパートナーを1/2に組み入れたとき、競技力の高いプレーヤーが偏って組み合わせられてしまうのを避けるためのものである。パートナー同士の競技力が均等の場合は、当然1/2に組み入れることが望ましい。

解説 5 第32条について

シード数並びにその順位については、第28条に従い大会のレフェリーもしくは、デピュティレフェリーの指示の下、主管団体役員との間で協議し決定する。

解説 6 第38条について

大会報告書の提出明細

- 1) 大会プログラム (PDF)
- 2) 監督会議・審判会議資料 (PDF)
- 3) 大会記録結果報告書 (PDF)
 - ・大会結果
 - ・大会参加人数まとめ（都道府県ごと）
 - ・シャトル使用実績まとめ
- 4) 大会収支決算書 (PDF)

付録 7 要項

第1種大会の要項には、次の事項が記載されていなければならない。

1. 大会の名称
2. 主催団体名（ある場合は共催団体名）
3. 主管団体名
4. 後援及び協賛団体名（ただし、後援、協賛がある場合）
5. 開催期日及び開始時刻
6. 開催地及び会場
7. 種目または種別
8. チーム編成（団体戦の場合）
9. 競技規則、大会運営規程及び公認審判員規程
10. 競技方法
11. 使用器具・用器具
12. 参加資格及び参加制限
13. 組合せ
14. 参加料及び払込方法
15. 申込み締切期日

16. 申込み場所
17. 申込書の書式及び送付方法
18. 表彰
19. 大会運営規程に基づく追加事項
20. 代表者（監督）会議
21. 大会事務局所在地
22. ドーピング検査を実施する大会はその旨を記載する
23. 備考

付録 8 要項の解説

8. チーム編成

1 チームのプレーヤーの最大人数及び最小人数と監督（部長、マネージャー）及びコーチの許容人数を明示しなければならない。また申し込み後にメンバーの変更を認める場合は、その方法及び申し出の期限を明示する必要がある。

10. 競技方法

次の事項が記載されていなければならない。

- ①個人戦か、団体戦か
- ②トーナメント戦か、リーグ戦か、対抗戦か
- ③トーナメント戦においては、3位、4位の決定戦を行うか、また、順位決定戦を行うか
- ④団体戦の場合、単・複のマッチ数及びその順序

12. 参加資格

本会登録の必要の有無と期限を明示する。本会加盟団体、事業所、学校などの承認または証明の必要がある場合は、その旨を明記しなければならない。予選などを行う必要がある場合は、予選地区別、地区別出場数、予選終了期限などを明記する。なお、健康診断書を添付する必要がある場合はその旨を併記する。

15. 申込み締切期日

該当期日までに必着か、当日消印のあるものを有効とするかの区別、また

電話、ファックス、Eメールなどによる申込みの処理について明示する必要がある。

18. 表彰

次のことを明示する必要がある。

- ①優勝者（団体を含む）に当該大会優勝杯及び本会の優勝メダルを授与する。
- ②3位までの入賞者を表彰し、本会のメダルと賞状を授与する。ただし、団体の場合はプレーヤーのみとする。
- ③本会第1種大会の表彰式については、原則として第1位～第3位まで、競技終了後の閉会式時に行うものとするが、第3位については、帰郷時間とか、交通事情等でやむを得ない理由がある場合は、閉会式前に授与式を行ってもよい。しかし、少なくとも第2位までは、その大会の開催地に配慮し、閉会式の授与式に参加することを義務づける。またその際の誠意あるメディアへの対応も義務づける。

23. 備考

次のことなどを明示する必要がある。

- ①宿泊
- ②服装と背面ネーム
- ③練習会場
- ④個人情報保護に関する条項
- ⑤傷害保険に関すること
- ⑥AEDの設置に関すること
- ⑦肖像権に関する通知事項

付録9 役員

1. 第1種大会ごとに通常次の役員を置く。各大会役員は右側に記した者が担当する。ただし、状況によってはその名称を変更したり、省略したりすることができる。また本会の第1種大会に対し、本会の加盟団体もしくは、他の団体が共同主催あるいは主管をする場合も、役員分担は以下の規定を基準とする。
 - I. 本会の主催もしくは（公財）日本スポーツ協会との共催で、加盟団体が主管（第2章第6条1. 2. 3. 4. 22. 23. 24. 25）の大会

大会会長	本会会長
大会副会長	本会副会長 主管団体会長
大会委員長	本会事業本部長
大会副委員長	主管団体理事長
大会委員	本会派遣役員及び主管団体役員
レフェリー	本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者
総務部長	主管団体役員及び本会が認めた者
デビュティーレフェリー	本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者及び主管団体役員が指名した者
総務副部長	主管団体役員及び本会が認めた者
競技審判副部長	本会 2 級以上の公認審判員有資格者であって、本会が認めた者

II. 本会と加盟団体の共催、または主管（第2章第6条5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21）の大会

大会名誉会長	本会会長
大会会長	連盟会長
大会副会長	本会副会長 連盟副会長 主管団体会長
大会委員長	主催連盟理事長
大会副委員長	主管団体理事長及び本会事業本部長
大会委員	本会派遣役員及び主管団体役員
レフェリー	本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者
総務部長	主催連盟役員及び主管団体役員
デビュティーレフェリー	本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者及び主催連盟役員・主管団体役員が指名した者

総務副部長 主催連盟役員及び主管団体役員
競技審判副部長 本会 2 級以上の公認審判員有資格者であって主催連盟役員及び主管団体役員

III. 本会が主管の場合

- 〔1〕 第2章第6条の国民スポーツ大会バドミントン競技は、国民スポーツ大会役員編成基準による。
- 〔2〕 第2章第9条の大会については、レフェリー、デピュティーレフェリーは、BWFまたはBadminton Asiaより指名される。他の役員については本会事業本部の議を経て定める。

付録10－1

レフェリーの任務

大会の運営に関する一切の責を負う。例えば競技者、会場の変更、進行順序及びコートの変更、中止、延期、中断など一切の問題について最終決定する。なお、中止、延期、中断については、本会及び開催地と協議の上決定する。また必要があれば大会ルールを制定し、参加者全員に適切な方法により明瞭に告示する。競技終了と同時に成績を確認し入賞者を発表する。さらに、審判に関する一切の責を負い、競技規則に関する解釈上の疑義に対し判定を下す。また必要があれば会場ルールを制定し、参加者全員に適切な方法により明瞭に告示する。そしてまた、会場施設の点検、競技者の会場への交通手段などを含めた総務全般についての一切の任にもあたる。

付録10－2

総務部長及びデピュティーレフェリーの任務

総務部長は大会の総務全般について、レフェリーを補佐する。デピュティーレフェリー（競技審判部長）は大会の競技運営に関する事項及び審判に関する一切の事項についてレフェリーを補佐する。

別表 1 [第 1 種、第 2 種大会の審判員資格条件]

資格条件 (主審・サービスジャッジ)	資格条件 (線審)	対象大会
本会 2 級以上公認審判員の有資格者（準決勝以降は、主審・サービスジャッジは、本会 1 級公認審判員の有資格者）でなければならない大会	本会 3 級以上公認審判員の有資格者でなければならない大会	1. 全日本総合バドミントン選手権大会 22. 国民スポーツ大会バドミントン競技
本会 3 級以上公認審判員の有資格者（準決勝以降は、主審は、本会 2 級以上の公認審判員の有資格者）でなければならない大会	本会 公認審判員の有資格者でなければならない大会	2. 全日本社会人バドミントン選手権大会 4. 全日本ジュニアバドミントン選手権大会 5. 全日本実業団バドミントン選手権大会 6. 全日本教職員バドミントン選手権大会 7. 全日本レディースバドミントン選手権大会 8. 全日本レディスバドミントン競技大会（個人戦） 9. 全国社会人クラブバドミントン選手権大会（個人戦） 10. 全国社会人クラブ対抗バドミントン選手権大会 11. 全日本学生バドミントン選手権大会 12. 全日本学生バドミントン大学対抗戦 13. 全国高等学校バドミントン選手権大会 14. 全国高等学校選抜バドミントン大会 15. 全日本高等専門学校バドミントン選手権大会 16. 全国高等学校定時制通信制体育大会バドミントンの部 17. 全国中学校バドミントン大会 18. 全日本中学生バドミントン選手権大会 19. 全国小学生ABCバドミントン大会 20. 全国小学生バドミントン選手権大会 21. 若葉カップ全国小学生バドミントン大会 23. 日本スポーツマスターズバドミントン競技 24. バドミントンSリーグ 25. バドミントンSⅡリーグⅡ
本会 3 級以上公認審判員の有資格者（決勝は、主審は、本会 2 級以上の公認審判員の有資格者）でなければならない大会		3. 全日本シニアバドミントン選手権大会
本会準 3 級以上公認審判員の有資格者でなければならない大会		○ 本会加盟団体が単独で主催する各種競技会、及び第 1 種大会の予選会、その他第 2 種大会

別表2 [第1種、第2種大会の審判員配置構成]

資格条件 (主審・サービスジャッジ)	資格条件 (線審)	対象大会
全試合主審・サービスジャッジを配置	線審4名以上の審判員配置構成	1. 全日本総合バドミントン選手権大会 22. 国民スポーツ大会バドミントン競技 24. バドミントンSリーグ 25. バドミントンSリーグII
主審を全試合に配置。必要と認めた場合にサービスジャッジを配置。ただし、準決勝よりサービスジャッジを配置。	線審2名以上の審判員配置構成。ただし、準決勝より線審4名以上の審判員配置構成。	2. 全日本社会人バドミントン選手権大会 4. 全日本ジュニアバドミントン選手権大会 5. 全日本実業団バドミントン選手権大会 6. 全日本教職員バドミントン選手権大会 7. 全日本レディースバドミントン選手権大会 8. 全日本レディースバドミントン競技大会(個人戦) 9. 全国社会人クラブバドミントン選手権大会(個人戦) 10. 全国社会人クラブ対抗バドミントン選手権大会 11. 全日本学生バドミントン選手権大会 12. 全日本学生バドミントン大学対抗戦 13. 全国高等学校バドミントン選手権大会 14. 全国高等学校選抜バドミントン大会 15. 全日本高等専門学校バドミントン選手権大会 16. 全国高等学校定時制通信制体育大会バドミントンの部 19. 全国小学生ABCバドミントン大会 20. 全国小学生バドミントン選手権大会 21. 若葉カップ全国小学生バドミントン大会 23. 日本スポーツマスターズバドミントン競技
	線審2人以上の審判員配置構成	17. 全国中学校バドミントン大会 18. 全日本中学生バドミントン選手権大会
主審を全試合に配置。必要と認めた場合にサービスジャッジを配置。ただし、決勝よりサービスジャッジを配置。		3. 全日本シニアバドミントン選手権大会
主審を全試合に配置。必要と認めた場合にサービスジャッジを配置。		○ 本会加盟団体が単独で主催する各種競技会、及び第1種大会の予選会、その他第2種大会

別表3 「出場競技者による審判を認める場合がある大会」

資格条件 (主審・サービスジャッジ)	資格条件 (線審)	対象大会
	大会運営上、大会に参加する出場競技者が線審を務めることを認める場合がある大会（準決勝以降は認めない）	2. 全日本社会人バドミントン選手権大会 6. 全日本教職員バドミントン選手権大会 7. 全日本レディースバドミントン選手権大会 8. 全日本レディースバドミントン競技大会（個人戦） 9. 全国社会人クラブバドミントン選手権大会（個人戦） 15. 全日本高等専門学校バドミントン選手権大会 16. 全国高等学校定時制通信制体育大会バドミントンの部 21. 若葉カップ全国小学生バドミントン大会
大会運営上、大会に参加する出場競技者が主審、サービスジャッジを務めることを認める場合がある大会（準決勝以降は認めない）	大会運営上、大会に参加する出場競技者が線審を務めることを認める場合がある大会（準決勝以降は認めない）	3. 全日本シニアバドミントン選手権大会 5. 全日本実業団バドミントン選手権大会 10. 全国社会人クラブ対抗バドミントン選手権大会 11. 全日本学生バドミントン選手権大会 12. 全日本学生バドミントン大学対抗戦 17. 全国中学校バドミントン大会 18. 全日本中学生バドミントン選手権大会
大会運営上、大会に参加する出場競技者が主審、サービスジャッジを務めることを認める場合がある大会	大会運営上、大会に参加する出場競技者が線審を務める場合がある大会	○ 本会加盟団体が単独で主催する各種競技会、及び第1種大会の予選会、その他第2種大会

棄権・失格のときのスコアシートの記入参考例

1. 棄権、失格のとき

【例】男子シングルスのマッチで高橋英一君が、第1ゲームをとったけれども、第2ゲームの途中で棄権あるいは失格した場合は

高橋英一 キケン (失格)	1	21-10 4-15	0	山田順二

となります。

※上記のようなマッチ中の棄権、失格の場合は、棄権直前のスコアをそのまま記録し、棄権したことを棄権者側に書き添えます。